

認定農業者だより

編集・発行 芳賀農業振興事務所（経営普及部）
〒321-4305 真岡市荒町116-1 4F
Tel 0285-82-3074 FAX 0285-83-6245
H P <http://www.pref.tochigi.lg.jp/g53/index.html>



～管内の認定農業者を紹介します～

芳賀町認定農業者協議会長 稲山 安之（あきやま やすゆき）さん



今回は、芳賀町認定農業者協議会長や芳賀地方認定農業者協議会監事として活躍されている、芳賀町の稲山 安之さんにお話を伺いました！

Q 就農のきっかけや経営状況について教えてください。

A 大学を出てから農家である父の元で就農しました。元々は椎茸や梨、春菊なども手がけており、父に教わりながら仕事をしていましたが、地域からの信頼を得て、農地が集積してからは、主食用米（10ha コシヒカリ、とちぎの星）や飼料用米（7ha あさひの夢、月の光）、六条大麦（6ha シュンライ）、大豆（1ha）などに専念するようになりました。酒米（五百万石）も作付けしており、惣嘗酒造の「芳賀の香り」などの地酒にも使われています。



Q 地域の今後の展望について教えてください。

A ここ10年ほどで農地集積により規模拡大をしてきましたが、地域の担い手不足が年々深刻になってきているので、芳賀町認定農業者協議会長として、担い手の確保や育成に尽力していきたいと思います。

Q 地域の農業を担う皆様にアドバイスをお願いします。

A 農業に向いている人は、やはり「農業が好きの人」だと思います。1年や2年で成果は出ないので、頭だけで考えるよりも、作物を育てることに興味を持ち、喜びを感じ、長期的なスパンで辛抱強く努力できる人が、農業に向いていると思います。どんなに努力をしても、天候など我々がコントロールできない部分もあり、最初は辛いと思いますが、奇抜なアイデアも含めてぜひ試行錯誤しながら頑張ってください。



稲山さん、ありがとうございました。今後益々のご活躍を期待しています！

特集！「土地利用型園芸の推進について」

～ 収益性の高い露地野菜にチャレンジしましょう！～

本県の近年の園芸産出額はおおむね1,000億円に達し、県全体の農業産出額の約4割を占めるまでとなっており、農業の柱としてさらなる成長が期待されます。

本県では、ほ場整備が進み水利に富む水田の特徴を活かした土地利用型園芸（露地野菜等）を拡大していくため、モデル産地づくりの取組を支援しています。現在、県内で21地域が「産地づくり基本構想」を策定し、産地づくりの取組を展開しています。このうち、芳賀地域では、次の3地区において取組が進められています。芳賀農業振興事務所においても、産地化に向けた課題解決のための露地野菜研究会の開催や、販路開拓に向けて食品事業者とのマッチングを支援するなど、生産と流通の両面から総合的なサポートを行っています。

①真岡地区産地づくり基本構想【H30年度認定】

- 策定主体：ねぎ生産者（真岡市）
- ねぎを中心に販売先を確保しつつ、にんじんなどの新たな品目に取り組み、露地野菜の生産規模を拡大中
 - 加工用ねぎのロットの拡大のため保冷库を整備
 - にんじんの収穫選別機を導入し作業効率をアップ
 - 新たにキャベツの品種や地域適用性を検証



②はが野地区産地づくり基本構想【H30年度認定】

- 策定主体：はが野農業協同組合（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）
- 小規模かつ高齢化が進むたまねぎ産地において、機械化・省力化技術等を用いて「加工・業務用たまねぎ」を推進中
 - 露地でのセル育苗や、無マルチ栽培等を実証
 - 定植機等を導入し経営規模拡大を推進



③益子町露地野菜産地づくり基本構想【R1年度認定】

- 策定主体：益子町（益子町）
- 町内の集落営農組織と中間事業者が連携しながら露地野菜の作付け拡大を推進中
 - しょうがの契約栽培の拡大を検討
 - 新たな販路の開拓
 - にんじんの作付け拡大



（企画振興部企画振興課 0285-82-4720）
（経営普及部野菜課0285-82-3074）

◆土地利用型園芸推進のための研究会の様子



芳賀地方露地野菜研究会 畑地かんがい実演会
【7/12 益子町星の宮】



しょうがの栽培検討会【7/23 益子町小泉】



加工トマト収穫機実演会【8/19 茂木町】



芳賀地方露地野菜研究会(人参収穫機実演会)【12/19 益子町小泉】

～令和元年度 栃木県土地利用型園芸コンクール～ 真岡市・小林文夫氏が優秀賞を受賞

「水田を活かした土地利用型園芸の拡大」推進の一環として、実施している標記コンクールにおいて、真岡市の小林文夫氏が優秀賞を受賞されました。



小林文夫さんと芳子さん夫婦

小林氏は昭和57年からたまねぎの作付を開始し、徐々に面積を拡大しました。播種・定植から収穫・出荷に至る機械化一貫体系を構築し、現在は3.2ha（うち水田1.97ha）まで拡大しています。また、土作りを重視し、300㎡の堆肥置き場で籾殻堆肥を自作し施用するとともに、15ヵ所の圃場ごとの土壌分析により、最適な施肥を行っています。

また平成24年からJAはが野二宮地区玉葱部会の部会長を務め、地域全体のたまねぎの振興にも貢献しています。

(経営普及部野菜課0285-82-3074)

☆園芸総合相談所（愛称：みのりす）のご案内☆

「園芸大国とちぎづくり」の実現に向け、芳賀農業振興事務所は「園芸総合相談所」（愛称：みのりす）を、開設しています。



新規作付けや規模拡大、栽培指導、補助事業や流通・販売など、園芸導入に関する相談なんでも承りますので、お気軽にお越し下さい。

お問合せは／**芳賀農業振興事務所 経営普及部**
真岡市荒町116-1 電話 0285-82-3074

シリーズ) 10年後を見据えた地域農業を考える

農地の耕作放棄地化を防ぐために、地域農業の担い手の確保・育成について考えていくシリーズ記事として、第43号に引き続き、今号では、集落営農について御紹介します。

◆集落営農組織化のすすめ

集落に中心的な担い手がない場合や今は担い手がいてもいずれいなくなりそうな場合は、「集落営農」を検討しましょう。「集落営農」とは、「集落」を単位として、農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農のことです。

◆集落営農組織の育成

十分な「話し合い」をしながら次のステップで組織を育成しましょう。

- ①関係機関（JA、市町、農業振興事務所）に相談
- ②集落営農勉強会の開催
- ③集落営農リーダーの育成、集落の合意形成
- ④先進地事例調査の実施
- ⑤集落営農ビジョンの検討〔10年後の集落の農業を検討しましょう〕
- ⑥規約、事業計画、収支予算、役員、役員報酬等決定
- ⑦集落営農組合の設立〔集落営農のスタートです〕

管内集落営農組織のモデル事例紹介

◆農事組合法人米・米ファーム（真岡市：物部地区）

- ・構成員は12戸（いちご農家：8戸、土地利用型兼業農家：4戸）で、いちご農家は専作化、大規模化に取り組み、土地利用型兼業農家は土地利用型農業を担っている。
- ・いちご農家：8戸のうち、6戸は後継者が確保されている。



〔いちご高設栽培〕

◆農事組合法人星宮組合（益子町：益子地区）

- ・圃場整備を機に、担い手として集落営農組織を立ち上げることで、その後、集落の97戸の農地は集落営農組織「集落ぐるみ型」で担い、8戸が農作業に従事している。
- ・農作業従事者は、定年退職者や高齢者であり、和気あいあい楽しく農業に従事している。



〔いら調整作業〕

◆農事組合法人そばの里まぎの（茂木町中川地区）

- ・集落内の有志が、畑地の耕作放棄地解消のため「そば」を作付けすることとし、「そば」の作付けとオーナー制度を開始した。
- ・生産から販売まで関わる集落の意向がまとまり、農村レストラン「そばの里まぎの」をオープンし、その後集落営農法人を設立した。



〔そばの里まぎの〕

◆農農事組合法人西宿営農組合（市貝町赤羽地区）

- ・集落内の9戸が、「集落ぐるみ型」の集落営農組織を設立したが、世代交代が進み、「集落ぐるみ型」での組織の維持が困難になったので、集落外からの雇用により、集落内の農地は守りながら、規模拡大に努め、園芸品目も導入し、「オペレーター型」への転換を図った。



〔しゅんぎく調整作業〕

◆稲北集落営農組合（芳賀町祖母井地区）

- ・なし農家とトマト農家の作業を考えて、収穫時期を調整している。
- ・トマト農家（+水稻農家）が、「コシヒカリ」（早生）を収穫し、なし農家（+水稻農家）が、「あさひの夢」（晩生）を収穫して、ライスセンターに搬入している。



〔なし〕

芳賀地区農業者サミットを開催しました

令和元（2019）年11月5日（火）、フォーシーズン静風において、芳賀農業振興事務所、芳賀地区農業者懇談会主催による、芳賀地区農業者サミットを開催しました。

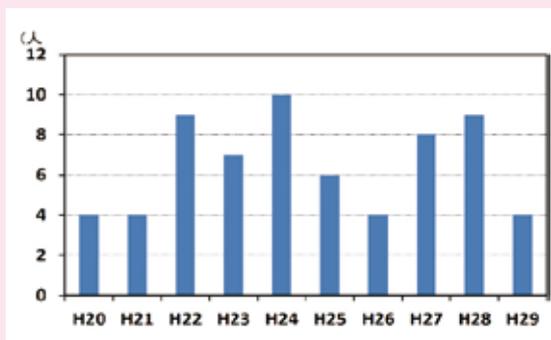
管内の担い手の皆様の経営改善のヒントとなるような基調講演や活動発表を行い、当日は92名と多くの方に御参加いただき、大盛況でした。



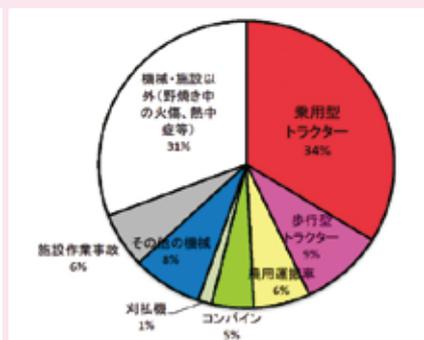
◆基調講演 農作業の安全について



- ・講師に、農研機構 革新工学センター 積 栄 氏をお招きし、「『経営を支えて収益を生む』本当の農作業安全対策の考え方は？」という基調講演を行いました。
- ・講演の中では、経営と安全は一体（作業事故が最大の経営リスク）、危険の把握から共有化による作業改善他、多くの示唆に富んだ提案がありました。
- ・県内では、H20年からの10年間に、農作業事故で65名の尊い命が失われています。事故原因別には、乗用トラクターが全体の1/3を占めています。



本県の農作業死亡事故の状況(H20~29)
*栃木県農政部資料



本県における農作業死亡事故発生時の使用機械等

- ・普段使用しているトラクターや刈払機、脚立等について、使う手順を改めて見直し、安全に作業をするようにしましょう！

◆活動発表 真岡北陵高等学校食品科学研究部3年生

(田上 夏佳さん、塚田 成さん、綱川 侑衣さん、水沼 早貴さん、山下 伶梨さん、渡辺 帆香さん)
「一期一会～苺で広げる地域の輪～」

- ・全国いちごサミットに向けて、企業や専門学校からの助言を受けながらいちごドレッシングやいちごのあんこを開発したことや、真岡市との包括連携協定を締結して、メディアを通じて商品のPRを行った話を元気いっぱいにいただきました。



◆活動発表 栃木県女性農業士会社会参画部会

(小林峰子さん、大高京子さん、神山智子さん)

- ・普段の活動内容について発表していただき、「第4期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の実現に向け、個々のスキルアップに努めるとともに、他の女性農業士や女性組織の仲間とともに女性の力を地域に活かそうという視点で活動することが必要であるというお話をいただきました。



農薬は適正に使いましょう！

◎農産物は食品です。農産物の安全・安心への意識を常に持ち、農薬の適正使用に努めることは、農業者が果たすべき責務です。

次の2点に注意して適切に使いましょう！

①農薬容器のラベルをよく読み、正しく使う！

○ ○ ○ ○ ○ 水和剤

①

②

③

④

【成分】 △△△：15% ■■■■：60%
【性状】 類白色水和性粉末 45 μm以下

作物名	適用病害虫	希釈倍数(倍)	使用時期	本剤の使用回数	△△△を含む農薬の総使用回数	■■■■を含む農薬の総使用回数	使用方法
トマト	灰色かび病	600～800倍	収穫前日まで	3回	3回	5回	散布
いちご	うどんこ病	600倍	収穫3日前まで	3回	3回	5回	



【効果薬害等の注意】

・定植直後に使用しない。(薬害)

⑤

⑥



【安全使用上の注意】

・散布の際は農薬用マスクを着用する。

・魚類に影響を及ぼすおそれがある。使用時は注意。

農薬容器のラベルに記載された、①作物、②適用病害虫、③使用量(希釈倍率や散布量)、④使用時期、⑤使用回数、⑥使用方法のすべてを必ず確認し、これを遵守しましょう。ラベルをよく確認せずに使用すると・・・不適正使用が起こる可能性があります！

②農薬の使用状況を正確に記帳する！

栽培履歴はほ場ごとに薬剤の使用履歴を確認できるようにしましょう。

◆農薬の使用状況 ◆農薬を記録する時は、必ずらまよと読み、使用目的は書きこんでください。記録票裏の裏も忘れずに！

使用年月日	農薬名(取扱説明書)	希釈倍数(原液:水)	使用量(原液)	使用目的			農薬使用回数(ラベル等の規定(希釈の都度×回))				備考			
				病害虫	雑草	その他	病害虫	雑草	その他	不燃性		可燃性		
2018年5月	アクトラン・シロキリン(アクトラン)	500	150ml	雑草			0	0	0	0	0	0	0	0
2018年6月	アクトラン・シロキリン(アクトラン)	300	150ml	雑草			0	0	0	0	0	0	0	0
2018年7月	アクトラン・シロキリン(アクトラン)	400	150ml	雑草			0	0	0	0	0	0	0	0
2018年8月	アクトラン・シロキリン(アクトラン)	500	150ml	雑草			0	0	0	0	0	0	0	0
2018年9月	アクトラン・シロキリン(アクトラン)	1000	150ml	雑草			0	0	0	0	0	0	0	0
2018年10月	アクトラン・シロキリン(アクトラン)	500	150ml	雑草			0	0	0	0	0	0	0	0

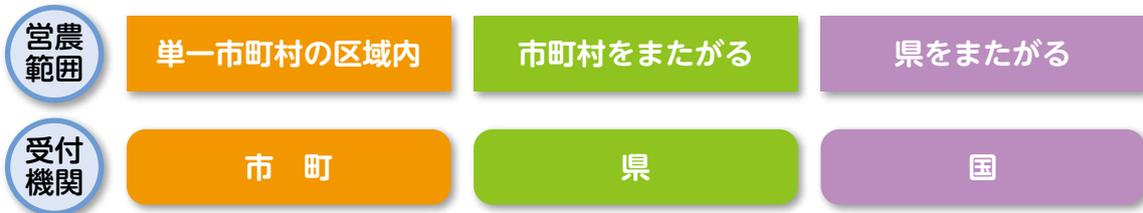
生産履歴にそのつど記録

「いつ、どこで、誰が、何を、どれだけ、どのように」がわかるように記帳しましょう。
農産物や農薬などの「物」が存在する「時間」と「場所」を記録してください。
 正しい記帳は、消費者・取引先に対し「農薬使用基準を遵守して生産された農産物である」ことを説明する根拠となります。

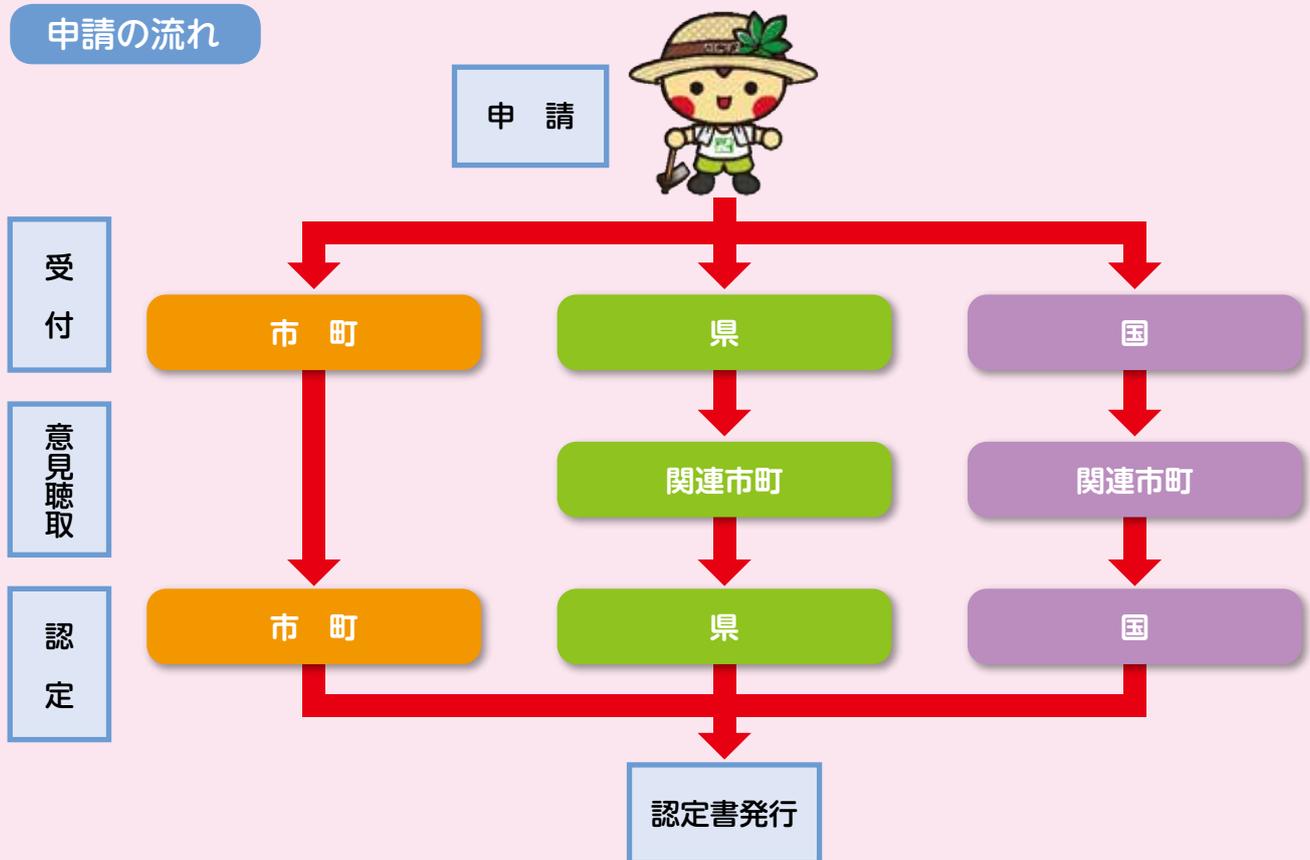
複数市町村で経営を行う認定農業者の手続きが簡単になります！

認定農業者が複数市町村で農業を営んでいる場合、

- これまで …………… それぞれの市町に申請し、認定を受ける
- 2020年4月から… **営農範囲（農用地または農業生産施設が所在する区域）に応じて申請は、次の図のようになります。**



申請の流れ



各市町の年間農業所得目標

市町	年間農業所得目標	年間個別経営体所得目標
真岡市	500万円程度	620～740万円程度
益子町	おおむね580万円	おおむね700万円
茂木町	460万円	570万円
市貝町	580万円程度	700万円程度
芳賀町	580万円程度	700万円程度

経営内容を見直して改善の方法について計画を立て、5年後に各市町の年間農業所得目標を上回るようにしましょう

農業制度資金のご案内

農業制度資金は「新たに農業経営を始めたい、農機具を購入して作業効率を上げたい、経営規模を拡大したいなど経営発展させたいけど、もう少し資金があれば」といった時に必要な資金を低利・長期で融資する制度です。

農業制度資金には、目的や用途に応じてさまざまな資金メニューが用意されており、代表的な資金は次のとおりです。

詳しくは、芳賀農業振興事務所またはお近くの農協等金融機関へお問い合わせください

農業近代化資金

農業経営の改善を図るために必要な設備投資等を行うときに低利で借りることができる最も一般的な資金です。

- 資金 使 途：機械・施設等の取得、種苗・家畜の購入、長期運転資金など
- 貸付対象者：認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、農業者等
- 限 度 額：個人 1,800 万円、法人等 2 億円
- 償 還 期 限：7～20 年以内（うち据置期間 2～7 年以内）

スーパーシ資金 (農業経営基盤強化資金)

設備投資や農地の取得をするときなど、必要な金額が大きくなるときに借りることができる認定農業者のための低利資金です。

- 資金 使 途：農地の取得、機械・施設等の取得、長期運転資金など
- 貸付対象者：認定農業者
- 限 度 額：個人 3 億円、法人 10 億円
- 償 還 期 限：25 年以内（うち据置期間 10 年以内）

青年等就農資金

新たに農業を営もうとする青年等が経営を開始するために、必要な長期資金として利用できる無利子の資金です。

- 資金 使 途：機械・施設等の取得、種苗・家畜の購入、長期運転資金など
- 貸付対象者：認定新規就農者
- 限 度 額：3,700 万円
- 償 還 期 限：17 年以内（うち据置期間 5 年以内）

※令和元年 11 月から償還期限が「12 年以内」から「17 年以内」に延長されました。

(管理部管理課0285-82-4438)

圃場整備事業に新しく 2 地区が採択されました！！

芳賀町北部第 2 地区（芳賀町）、椎谷地区（市貝町）の 2 地区が圃場整備事業に新規採択されました。

農地の大区画化・汎用化や、新技術導入による省力化、担い手による集積・集約化及び園芸作物導入による高収益化により

地域農業振興を図っていきます。今後は、地区の皆様の協力のもと、一定区域の確定、換地原案作成、同意取得を経て、圃場整備工事着手を目指していくことになります。



【芳賀町北部第2地区】



【椎谷地区】

(農村整備部整備課0285-82-4939)

コンクール表彰等受賞者の紹介

令和元年度全国優良経営体表彰

令和元年11月12日(火)とちぎ男女共同参画センターにて「令和元年度栃木県農業担い手躍進大会」が開催され、益子町の吉村収さんが、令和元年度優良認定農業者(個人)表彰の部において、栃木県担い手育成総合支援協議会長賞の優良賞を受賞しました。

吉村さんは、他とは違った視点で農家がやらないような新しいことにチャレンジすることをモットーに、1ha規模の面積でいちごを生産し、全国各地の様々な品種のいちごを食べ比べできる観光いちご農園を運営しています。

直売所の経営を行う他に、海外からのインバウンドや海外への輸出にも取り組むなど積極的に販路拡大に取り組む一方で、ハウス全棟をバリアフリー化し、地域の病院より身障者を雇用する農福連携にも取り組むなど、多様な経営を手がける手腕が高く評価され、受賞に至りました。



2019年(第47回)毎日農業記録賞〈一般部門〉

中央入賞・優秀賞 菅野 民子さん(市貝町)
『ダブルプレイス』と『半農半X』の私

農業に縁のなかった筆者が、マッサージ師の仕事の続けながら通いで農業を始め、自然の厳しさを体験し、観光農園の運営やSNSによる農園の魅力の発信に至るまでの思いが語られており、二地域生活での多様な農への関わり方が評価されました。

第1回(令和元(2019)年度)栃木県農業大賞

●農村活性化の部

栃木県知事賞 里山ガールズ(代表 藪部典子さん) 益子町

地域の女性たちが中心となり、道の駅を拠点に、生産活動だけでなく、伝統料理を継承したり、商工観光関係者と協力し、観光交流による農村活性化を促進したことが評価されました。

●農業経営の部

特別賞・下野新聞社長賞 金田果樹園(代表 金田正さん) 芳賀町

梨狩りや直接販売、加工部門の立ち上げ、6次産業化等による経営基盤の強化を図り、年間雇用や安定した所得を確保した点が評価されました。

●芽吹き力賞

特別賞・下野新聞社長賞 吉村想一さん 益子町

食べ比べできるいちご観光農園の運営や、インバウンドの取組の工夫、輸出、ハウスのバリアフリー化など独自性の高い農業が評価されました。



受賞された皆様、
おめでとうございます!

新 栃木県農業士・女性農業士・名誉農業士の紹介

令和2（2020）年1月9日（木）、栃木県公館において令和元（2019）年度栃木県農業士等の認定式が行われました。

◆新農業士・川村肇さん（真岡市・いちご）

「安全・安心な美味しいいちご作り」をモットーに、就農時から農薬を使用しない土壌消毒を実施するとともに、最新の設備や技術を導入した農業を行っています。また、「JAはが野いちご部会二宮支部いちご研究会」の初代会長として活躍しています。写真右はパートナーの朱美さん



◆新女性農業士・佐々木寿美さん（真岡市・いちご）

家族4人でいちご栽培を営み、互いに役割分担しながら、農業経営を行っています。また、「JAはが野女性会二宮地区なの花会」の会長を務めるなど地域活性化に貢献しています。写真左はパートナーの雅明さん



◆新名誉農業士・猪野正子さん（真岡市・いちご+稲+麦+大豆+そば）

栃木県女性農業士として20年間、持ち前の積極性と責任感で「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」を積極的に推進しました。現在は、「JA栃木女性会長」を務めるなど多大な貢献を果たしています。写真左はパートナーの忠秀さん



◆新名誉農業士・国府田厚志さん（真岡市・いちご+水稲）

栃木県農業士として20年間、研修先として新規参入者等を受け入れ、農業後継者の確保・育成に貢献しました。現在は、「はが野農業協同組合代表理事組合長」として、地域農業振興の牽引役として多大な貢献を果たしています。



◆新名誉農業士・中澤一三さん（真岡市・なす+水稲）

栃木県農業士として19年間、県農業大学校生の派遣実習生受入れなど意欲的に取り組み、担い手の確保・育成に取り組んできました。現在は、芳賀地方青色申告会連絡協議会会長を務めるなど地域貢献を果たしています。



◆新名誉農業士・加藤トキ子さん（市貝町・水稲+麦+アスパラガス+露地野菜）

栃木県女性農業士として19年間、持ち前の明るさと親しみやすさで地域活動を広げ、男女共同参画を積極的に推進してきました。また、農村女性組織の役員や市貝町農業委員、JAはが野総代を務めるなど、女性農業者の地位向上に向けて積極的に活動しました。写真左はパートナーの俊幸さん



◆新名誉農業士・田口敏郎さん（芳賀町・なし）

栃木県農業士として14年間、宇都宮大学のインターンシップ生を積極的に受け入れ、新規就農者の確保に尽力しました。現在は、稲毛田地区圃場整備事業推進協議会会長を務めるなど、地域の農業振興に多大な貢献を果たしています。



専門家に農業経営について相談してみませんか？



農家の皆様が普段抱えている経営上の悩み（税金、雇用、相続など）について、専門家（中小企業診断士、税理士、社会保険労務士など）に無料で相談することができます！ぜひ御活用下さい！

- ◆ 申込方法 経営普及部経営指導担当（担当：村岡）に御連絡下さい。追って、普及指導員が内容確認でお伺いし、適切な専門家を選定します。
- ◆ 派遣先 申込者自宅
- ◆ 相談時間 2時間程度
- ◆ その他 当日は確定申告書等の資料を提示いただく場合があります。

(経営普及部経営指導担当0285-82-3074)

とちぎ農業ビジネススクールに参加してみませんか？

とちぎ農業ビジネススクールでは、県内在住農業者向けに、販売戦略、商品開発、会計、雇用等の実践的な研修を行います。講師は全国規模で活躍する著名な経営実践者や専門家の方です。

あなたもビジネススクールで、最先端の農業経営者へステップアップしてみませんか？

- ◆ 開催機関 2020年6月16日（火）～2021年3月2日（火） 全18回
- ◆ 時間 午前9時30分から午後4時30分
- ◆ 会場 栃木県農業大学校
- ◆ 受講料 30,000円（別途研修に要する実費負担があります）
- ◆ 対象 農業従事経験が概ね3年以上かつ45歳程度まで（定員20名）
- ◆ 申込期間 2020年2月12日（水）～2020年5月8日（金）まで

詳細は、栃木県ホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g63/bussiness.html>）をご覧ください。経営普及部経営指導担当または農業大学校までお問い合わせください。

(経営普及部経営指導担当0285-82-3074)



気象災害による農業被害を未然に防ぐため、技術対策情報が携帯電話等に直接メール配信される
「とちぎ農業防災メール」のご登録をお願いします！
併せて、気象警報・注意報等が直接メール配信される
「栃木県防災メール」のご登録をお願いします！



「とちぎ農業防災メール」
登録はコチラから



「栃木県防災メール」
仮登録はコチラから

▲各市町担い手育成総合支援協議会▲

真岡市担い手育成総合支援協議会 TEL0285-83-8137 益子町担い手育成総合支援協議会 TEL0285-72-8865
茂木町担い手育成総合支援協議会 TEL0285-63-5634 市貝町担い手育成総合支援協議会 TEL0285-68-1116
芳賀町担い手育成総合支援協議会 TEL028-677-1110